

## 急げば躓く

橋下知事が率いる「大阪維新の会」は、教育行政への政治関与を明記した「教育基本条例案」などを、9月に開催される大阪府・大阪市の両議会に提案すると発表しました。

橋下知事は、学力調査結果の公表を巡って教育委員会と衝突したことは皆さんもご承知のことと思いますが、教育委員会や学校は、学力問題をはじめ課題が山積しているにもかかわらず動きが鈍い、危機感が足りないと感じておられるのではないのでしょうか。

今回の条例案は、教育に対しても自らイニシアティブを取ろうという、橋下知事の意志の表れだと思います。条例案を見ていると、課題解決のために一気に体制を変えようとしているように思いますが、教育に対する知事のイライラ感がこちらにも伝わってくるようです。

大阪府議会は、大阪維新の会が単独過半数を占めていますから条例案は可決される可能性が高いと思いますが、大阪市議会は4割弱の勢力しかありません。こうした中、こういう半ば強権的な手法は、果たして府民に受け入れられるのか注目したいと思います。

そもそも、教育委員の罷免や、職務命令に反した職員の処分、更には過剰職員の分限免職などは、現行の法律制度の中でも可能です。にもかかわらず、条例を作ろうというのは、知事が教育に対してリーダーシップを発揮しやすい環境を整えるためというより、府議会で議決された条例を武器に、教育委員会や学校現場に攻勢を仕掛けようとしているように見えます。

大阪府の教職員組合などは、橋下知事の教育政策に対して「競争による差別選別教育を一気に持ち込むもの」と反対しています。私は、組合の主張に与しません。橋下知事が、結果を出そうとする余り、道を急ぎすぎているように感じます。急ぎすぎでは、つまらぬ所で躓いてしまいます。

私は、議会での議決という民主的な手続きを取れば何でもできると考えるの

は、いささか早計ではないかと考えています。

まず考えるべきは、教育について、何故自治体の長から独立した委員会制度を取っているのかということです。現行の教育委員会制度は、戦後、教育行政の地方分権や教育の自主性、安定性、中立性を図ることを目的に制度化されたものだということを、忘れてはなりません。

なお、制度化された当初は、教育委員は公選制でしたが、教育委員会に党派的对立が持ち込まれるという弊害が大きかったため、昭和31年に、公選制を廃止し任命制を導入することや、一般行政との調和を図るため教育委員会による予算案・条例案の送付権の廃止などを盛り込んだ地方教育行政法が制定され、今日に至っています。

教育委員会を巡っては、これまでも、臨時教育審議会など様々な場で「合議制の執行機関」として十分機能していないといった批判がなされてきています。一部の経済界や自治体の首長からは、教育委員会の廃止・解体論まで出ています。橋下知事は、教育委員会解体をいってはいませんが、しかし、今回の条例案への対応は、そこに向かって一步踏み出す感じがしてなりません。

大事なことは、教育委員会を解体したからといって、教育を巡る課題が解消されると考えるのは楽観に過ぎるでしょう。まずは、教育委員会制度がもっと活性化し、機動性を発揮しながら、期待される役割を果たせるようにすることではないでしょうか。その為に自治体の首長としてなすべき事は、沢山あるはずです。(塾頭 吉田 洋一)